

# 所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## 算定要件

1.対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹（抗ウイルス薬の点滴を必要とする場合に限る）
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全の増悪

※治療管理として投薬、検査、注射、処置等行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、実施した内容を診療録に記載し、月1回に限り算定する。

2.請求に際しては、診断、行った検査、治療内容を記載すること。

3.当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。

## 所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和7年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1		1	1	2					1	1	1
	日数	7		5	4	10					5	2	7
尿路感染症	人数	12	13	5	7	4	10	6	9	6	6	1	11
	日数	42	58	17	18	7	35	22	32	29	26	1	44
帯状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数		2		1	4					2		
	日数		6		7	16					2		
心不全の増悪	人数												
	日数												